

株式会社フィードフォース 定款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、フィードフォースグループ株式会社と称し、英文では、Feedforce Group Inc. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式又は持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配又は管理することを目的とする。

- (1) コンピューターシステムの企画・開発・販売・設計・管理運営・保守に関する業務
- (2) インターネットを利用したマーケティング活動に関するコンサルティング及び商品・サービスに関する販売促進・代理店業務
- (3) インターネット、携帯電話網、その他通信システムを利用したデジタルコンテンツの企画、開発、制作、運営及びコンサルティング業務
- (4) 情報の収集、処理及び提供に関する業務
- (5) コンピューターソフトウェアの開発・販売・輸出入
- (6) 書籍の出版、各種講演会・セミナー等のイベントの企画・制作・運営
- (7) 前各号に附帯する一切の業務

2 当社は、前項のほか、次の事業を営むものとする。

- (1) 新規事業の企画・開発・運営に関する業務
- (2) 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都文京区に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告は、電子公告により行う。

2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、78,400,000 株とする。

(自己株式の取得)

第 7 条 当会社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当会社の 1 単元の株式数は 100 株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第 9 条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 10 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第 11 条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第 12 条 当会社は、毎年 5 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。ただし、当該基準日株

主の権利を害しない場合には、当会社は、当該基準日後に、株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。

- 2 前項の場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して一定の日を定め、その日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株 主 総 会

（招 集）

第 13 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に招集する。

- 2 当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。

（招集権者及び議長）

第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集する。

- 2 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故があるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、他の取締役が議長となる。

（株主総会参考資料等のインターネット開示とみなし提供）

第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

（決議方法）

第 16 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項の規定に基づく株主総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 前項の場合、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第 18 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録し、議長が記名押印又は電子署名を行う。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第 19 条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、7 名以内とする。

2 当会社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。

(取締役の選任)

第 20 条 当会社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して行う。

4 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 21 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

4 退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 22 条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

3 取締役会は、その決議によって監査等委員でない取締役の中から取締役社長 1 名を選定し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

3 前二項にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会を招集するには、会日の 3 日前までに、各取締役に対してその通知を発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第 25 条 取締役会の決議は、議決に参加することができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 26 条 取締役会の決議の目的である事項について取締役から提案があった場合において、当該事項につき決議に参加することができる取締役の全員が、書面又は電磁的記録により当該提案に同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第 27 条 当会社は、取締役会の決議によって、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会議事録)

第 28 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役が記名押印又は電子署名を行う。

(取締役会規程)

第 29 条 取締役会に関する事項については、法令及び定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除及び責任限定契約)

第 31 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、会社法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、取締役会の決議によって、法令の限度内において免除することができる。

2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、当該取締役の会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、あらかじめ定める金額又は法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の権限)

第 32 条 監査等委員会は、法令又は定款に定めのある事項を決定するほか、その職務執行のために必要な権限を行使する。

(監査等委員会の招集通知)

第 33 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第 34 条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会議事録)

第 35 条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員が記名押印又は電子署名を行う。

(監査等委員会規程)

第 36 条 監査等委員会に関する事項については、法令及び定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第 37 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 38 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 39 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任限定契約)

第 40 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間で、同法第 423 条第 1 項の賠償責任に関し、同法第 425 条第 1 項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 41 条 当会社の事業年度は、毎年 6 月 1 日から翌年 5 月 31 日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 42 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第 43 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 5 月 31 日とする。

2 当会社の中間配当の基準日は、毎年 11 月 30 日とする。

(期末配当金等の除斥期間)

第 44 条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2 未払の期末配当金及び中間配当金には利息を付けない。

附則

(商号及び目的に関する経過措置)

第 1 条 第 1 条（商号）及び第 2 条（目的）規定の変更は、当会社と株式会社フィードフォース分割準備会社との吸収分割（簡易吸収分割）及び当会社と株式会社ソーシャル P L U S との吸収分割（簡易吸収分割）の効力の発生を条件として、2021 年 9 月 1 日をもって効力を生ずるものとする。

なお、本附則第 1 条は、上記の効力発生日をもってこれを削除する。

(株主総会の場所に関する経過措置)

第 2 条 第 13 条（招集）第 2 項の規定の変更は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の定めにより、当会社が実施する完全電子化による株主総会が、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として、当該確認を受けた日をもって効力を生ずるものとする。

なお、本附則第 2 条は、上記の効力発生日をもってこれを削除する。

2005 年 12 月 26 日制定

2016 年 04 月 14 日変更

2017 年 08 月 29 日變更

2018 年 08 月 17 日變更

2019 年 01 月 10 日變更

2019 年 03 月 15 日變更

2020 年 12 月 01 日變更

2021 年 08 月 25 日變更